

商品概要説明書

マイカーローン

2021年2月1日現在

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	<p>○次の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 当JAの組合員の方(2) 仮申し込み時の年齢が満18歳以上、完済時年齢が満80歳以下。 ※但し、高校生は除く。満年齢が18歳以上20歳未満の方は法定代理人である親権者を連帯保証人として徴求可能であれば貸出対象者とする。(3) 安定・継続した収入の見込める方 ※原則として、前年度税込年収200万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得150万円以上ある方）(4) 融資金を販売業者へ振込できること（使途・金額により申込者口座への振込も可・オプションプラス制度利用の場合）(5) 過去に不渡り、延滞等の事故が無く、株式会社ジャックスの保証を受けられる方(6) 借換の場合、利用中マイカーローンの返済遅延がないこと(7) 新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方 <p>※新卒予定者：3月に専門学校、短大、大学(院)を卒業予定で同年4月以降に就職する方。</p>
資金使途	<ul style="list-style-type: none">(1) 自動車購入資金《自動二輪車・三輪車(トライク等)・自転車(電動、ロードバイク等)・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック(ダンプタイプを含む)・電動車椅子(一般車椅子を含む)・船舶(新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む)及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯する付属品・諸費用(登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等)(2) 車検費用(船舶の車検含む)・修理費用・運転免許(船舶関連免許含む)取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車充電設備の設置及び修理費用等。(3) マイカーローン・二輪ローンの借換資金(残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自JA・及び各種共済のマイカーローンを含む)及び事務取扱手数料、振込手数料等。(4) 「オプションプラス」 融資実行後に購入予定のカー用品購入資金 <p>(4)は(1)のマイカー・二輪購入と同時申込であれば、上限30万円まで借</p>

	<p>入金額に追加することを認める。(1万円単位)</p> <p>(5)上記(3)の借換資金と(1)(2)のいずれかのへようも可とする。</p> <p>※ただし、いずれの用途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶の繋留費用及び共同購入費用等については対象外とする。</p>
融資金額	<p>○10万円以上1,000万円以内(1万円単位)</p> <p>※但し、借換資金の場合は、借換対象ローン一括償還金を上限とする。</p>
融資期間	<p>○6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)</p> <p>※但し、借換の場合は、既に返済した期間も含めず10年以内とする。</p>
融資方法	<p>○顧客口座経由の販売業者宛振込</p> <p>借換資金の場合は、業者(金融機関、信販会社)振込に限定する。</p> <p>※但し、資金用途(4)は、上限30万円まで顧客口座への振込を可とし、用途証明の徴収は不要とする。</p>
融資形式	○証書貸付
融資利率	<p>次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しをいたします。</p> <p>※利率は店頭に掲示いたします。詳細については当JA融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする</p>
保証料率	○年利0.65%の固定方式とする。
担保	○不要
連帯保証人	<p>○原則として不要。但し、次の場合は必要とする。</p> <p>(1) 借入申込の年齢が20歳未満の場合は法定代理人である親権者を徴求</p> <p>(2) ㈱ジャックスが必要と認めた場合</p>

	<p>(3) 貸出対象者が新卒者の場合</p> <p>前号 4 においては金銭消費貸借契約書および保証委託書双方に連帯保証人を徴求するものとする。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 J Aバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県 J Aバンク相談所にお申し出下さい。山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p>

	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
--	-------------------------------------------------

J A てんどう